

広報

'79・1



こうなん

No. 110

編集・発行

大里郡江南村役場

TEL 36-1521 360-01

村章

昭和51年4月

1日に制定



—今年 は ひつじ年—

ことしのえと（干支）は、ひつじ。えとは昔、中国で十干十二支を組み合わせて六十の周期で日や年月日を数えたものですが、十二支に動物をあてはめたのは後代になってからのことといわれています。

いま日本では旧暦は使われませんが、その年のペットネームのようなかたちで動物のえとだけが親しまれています。

おもな内容

所得の申告	おしらせとあんない	村民体育館だより	フォトニュース	駐在所コーナー	議会議員選挙きまる	消防点検	歳末助けあい	年頭のあいさつ
.....
(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(4)	(2~3)	(2~3)	(2~3)

信念をもって村政を

村長 茂木 秋 広

村民のみなさん、あけましておめでとございます。

お元気で新年を迎えられたことと存じ、心からおよろこび申し上げますとともに、いつも変らぬ村政に対する深い理解とご協力を心から感謝を申しあげます。

村長に就任してここに六回目の新年を迎えるにあたり、過ぎ去った五年間の村政の推移を振り返って見た時に、新しい村づくりの基礎となる諸事業が、激しい社会経済の変化と厳しい地方財政を克服して、健全財政を守り大きな成果

を挙げつゝ、遂行していることは、みなさんとともに誠によるこびに堪えない次第です。

主な事業として、第一に挙げるものは土地改良事業です。五十二年度柴・千代地区の実施により村内水田の九十五%が完了いたしました。これは農協と機械化集団のライスセンター処理による米麦の一貫受託事業とともに、県下でも折紙つきの優秀な構造改善事業です。

次に教育についても公立の保育所・幼稚園の二年制の実施・村民体育館の建設等幼児教育施設、体育施設と県下に誇り得るものが完成し運営いたしております。



おめでとうございます

ことば

福祉事業は、待望久しかったゴミ焼却施設が老人福祉センター併設により地元住民の同意をいただき、ディーゼル機器江南工場の北に用地決定し、現在建設中であります。道路については、従前の舗装道路を除き、舗装道路については村内どこでも四米以上の幅員が確保され、自動車交通及び、災害・火災に支障を来さぬ道路になり、住民に喜ばれております。水道事業に於ても二次拡張工事も終り、

水源井戸・浄水場も整備され、日量六千トンが確保出来、さらに将来の需要増に備えて井戸の掘削も計画しており万全を期しております。以上述べた事業は何れも過去五年間に完成したもので、豊かな村づくりの基盤となる事業です。

これらの事業が円滑に計画通り実施されたことは、村民のみなさんが行政の基本である住民の福祉と村の発展のために深い理解を示し、協力をいただいた賜であり深く感謝を申しあげる次第です。

特に昨年度ベーチェット病更生施設及びゴミ焼却施設の村内建設の地元民の合意は、テレビによってニュース報道され、全国民から高く評価され江南村史に大きな足跡を残しました。

新しい年、昭和五十四年は、過去の輝かしい基礎の上にたつて産業・道路・教育・福祉等積極的に事業を推進いたすと共に、人づくりに重点をおき教育の振興・体育の振興に力を注いでいく考えであります。更に、健全財政を引続き堅持し、住民福祉のために強い信念をもって村政を担当していく覚悟であります。何とぞよろしくご協力の程をお願いいたします。

最後に、村民各位のご健康とご多幸を祈念いたし、新年のあいさつといたします。

みなさんありがとう

歳末助け合い

歳末助け合い運動の一環として昨年の暮に、福祉もちつきが行われ、つきたてのもちが見学にきた保育所・幼稚園・施設のごもたちへプレゼントされました。

このもちつきは、機械化組合、社会福祉協議会のかたがたの奉仕により行われたもので、約二俵のもち米がみなさんのご協力により手際よくつかれ伸もちにされて、各施設にくばられました。また残ったもち米約六俵は、歳末助け合い運動の寄附金と一緒に、村内の恵まれない家庭や施設に贈られま

ました。また十二月中に行われました歳末助け合い募金運動につきましては、みなさんの善意と御協力によりまして、多額の寄附金がよせられましたことにつき、ここに募金結果を報告して、ご協力くださった地区役員さんや村のみなさんにお礼申し上げます。



成 沢	五五、四〇〇円
三 本	二八、四〇〇円
上 新 田	一四、五一〇円
上 押 切	一六、二〇〇円
下 押 切	一一、四〇〇円
樋 春 北	一六、二〇〇円
樋 春 南	九、六〇〇円
御 正 新 田	五一、〇〇〇円
須 賀 広	一五、二〇〇円
野 原	二二、六〇〇円
小 江 川	四〇、八〇〇円
塩	一〇、八〇〇円
板 井	二四、〇〇〇円
柴	五、四〇〇円
千 代	一五、二〇〇円
試 験 場	一、〇〇〇円
療 養 所	二、〇〇〇円
寺院托鉢分	二六、六〇〇円
その他	九八、四三二円
合 計	四六四、五六二円

あけまして ござい

一年頭の



みなさまにお礼と感謝を

議長 関口久平

とができました。土地基盤整備事業の実施、これに伴う農道改良等農業振興施策の増進、明るく健康な村づくりの一環としてスポーツの殿堂ともいえる村民体育館の建設、生活環境整備を図るための道路網の充実、更に広域行政による生ゴミの焼却場、この余熱を利用しての老人福祉センターの着工等、産業に教育に又福祉の面に於ても枚挙にいとまのない程の最大にして最高なる実績をあげることが出来ました。これも、ひとえに村民各位のご支援とご協力の賜であり、改めて深く感謝と敬意を表する次第であります。しかしながら、よりよい生活環境を守り、福祉施策を推進するためには今後幾多の重要問題が山積されています。特に困難とされる教育行政や、かねてからの懸案であります都市計画事業の実施、又数年前より問題となっており公害問題等極めて多様であります。これらの解決推進を図ることは我々並びに村当局に課せられた責任でありますから、可能な限りの努力を惜しまず傾注する覚悟であります。なにとぞご

指導とご協力を旧に倍してお願います。

終りに私ごとで恐縮であります。私が、私は昭和五十年三月七日の村議会に於て図らずも議長の要職におされ、その重責を痛感すると同時に、新人議員と同じような気持ちでたく、皆さま方のご期待を裏切らぬよう、そして少しでも恩返しを決意し就任いたしました。爾来早くも四年の歳月が流れようとしております。その間、はなはだ微力ながら円満な議会運営と村の発展伸張を見ることが出来ましたのも、皆さま方のご支援ご協力によるものであります。大過なくすごせたとはいえ、四年間を振り返り見ますれば、皆さま方にとって不満や不本意な点が多々あったかと思いますが、私は私なりに誠心誠意の努力を重ねたものでありお許しいただきたいと存じます。四か年の長きに亘りいただきました暖かいご理解とご指導にたいし、改めて感謝申しあげ、皆さまのご多幸を祈念し新年のあいさつとします。本当にありがとうございます。

希望にあふれた新春を迎えるにあたり、つつしんで新年のあいさつを申しあげます。皆さん、明けましておめでとうございませう。皆様方のご健康とご繁栄を心よりお祈りいたします。さて、昭和五十四年の年頭に際し議会議員を代表してお礼と感謝を申し上げます。

私達議員は四年前の昭和五十年三月の選挙により村民の負託を受け就任いたしました。以来、皆様方の信頼に答えると同時に、村の発展と豊かで活気ある地域づくりを念頭に全員が一丸となって懸命に努力を重ねました結果、村当局の秀れた実行力と相いまって、近年にないほどの事業を実施するこ

消防点検と 功労者表彰

火災シーズンを迎えたさる十二月二日、熊谷市荒川運動公園で、熊谷市・大里村・江南村の各消防職員と団員が出場して、連合点検が盛大に行われました。

点検終了後、消防協会の表彰があり、江南村では次のかたがたが荣誉に浴しました。

日本消防協会表彰(敬称略)

○精績章 持田一芳副団長

○二等功労章 坂田 勇団長

○消防技能章 馬場正美班長

○功績章 関口久平(議長)

○消防功労章 福田 清(議員)

○火災予防成績優秀者 大久保美憲 今井忠茂 吉田良彦

熊谷支部表彰

○特別功労章 福田 稔副分団長

○一等功労章 中村雅夫分団長

○二等功労章 好田 滋分団長

○三等功労章 木村 進副分団長

長 小田川公班長

福田宗治班長



一 斉 放 水 試 験

議会議員一般選挙きまる

投票日は二月十八日

即日開票

任期満了による村の議会議員一般選挙を次に行うことになりましたのでお知らせいたします。

一、告示日 二月十一日(日)

一、投票日 二月十八日午前七時から午後六時まで

一、開票日 二月十八日午後七時から

一、開票所 江南村役場会議室

投票所は

- 第一投票区 農業総合センター内
- 第二投票区 北小学校体育館内
- 第三投票区 宝光寺境内
- 第四投票区 南小学校体育館内
- 第五投票区 坂上公民館内

選挙人名簿の登録基準日

選挙人名簿に登録したり、抹消したりする基準日や登録日は次のとおりです。

なお、満二十歳になったかどうかの判断をする日は、選挙の期日(二月十八日)です。

- 一、登録基準日 二月九日
- 一、登録日 二月十日

投票できるかた

したがって、公職選挙法による選挙権の条件は、
1、昭和三十四年二月十九日以前に生れたかたで、
2、昭和五十三年十一月九日以前から江南村に住んでいて、
3、村の住民基本台帳に引続き、記録されており、選挙人名簿に登録されているかた。

◎転出すると、投票できません。

村の選挙では、投票日の前日であつても、江南村から他の市町村へ転出してしまいますと投票できません。

立候補予定者打合せ会

選管では、明るく正しい選挙が行われますよう、又、立候補の届出が円滑に行われますよう、関係機関のご協力を得て、次のとおり

打合せ会を開催いたしますから、立候補予定者、又は責任者のかた(二名以内)のご出席をお願いいたします。

日時 一月三十日(火)午後一時三十分
場所 江南村役場議場

◎当日立候補に必要な書類をお渡しいたします。

投票所入場券

投票所の入場券を発行いたします。入場券をよくご覧いただき、投票場所や、投票時間など間違わないようお願いいたします。

なお、入場券を紛失した時は、その旨を当日受付係に話してください。再発行いたします。

投票にあたり

大切な一票が無効票になつては大変ですから、特に次の点にご配慮ください。

- 一、候補者氏名は、欄内に一人はつきりと書いて下さい。
- 一、候補者でない者の氏名又は

その他のことは書かないで下さい。

●不在者投票制度

選挙の当日(投票日)やむを得ない事由のため、自ら投票所に行つて投票をすることができないと認められる場合に、告示の日から選挙の前日までの間に投票する不在者投票の制度があります。(投票所は江南村役場内)

●選挙人名簿の縦覧

選挙時登録を二月十日に行いですが、今回新しく登録された方の選挙人名簿の縦覧を二月十一日から二月十三日の間、朝八時三十分から午後五時までの間、役場で行います。

昭和五十三年九月十日(定時登録時)の名簿登録者数は次のとおりです。

投票区名	男	女	計
第1投票区	609	636	1,245
第2投票区	650	648	1,298
第3投票区	611	660	1,271
第4投票区	596	635	1,231
第5投票区	585	588	1,173
合計	3,051	3,167	6,218

選挙と小話

ネコの裁判

樹のほら穴の巣にすんでいたスズメのるすに、あき家だと思つて住みこんだウサギ、お互いに自分の家だと言いはつてゆずらない。通りかかったノラネコに裁判をたのんだ。

ところが、はじめはやさしく言つていたネコは、二匹が近づくやいなやウサギとスズメを捕えて、食つてしまった。みていたカラスはいった。「権利を主張して二匹とも死んでしまった。第一裁判官が悪者だ。」



話しあい理解しあうことで明るい社会がうまれます。

悪い者を頼つては、公平な裁きなど期待できず、よく平生を判断して信頼できる人に頼むことが必要です。

正原 御小 駐在所コーナー

酒酔運転は 1回で免許取消し

飲酒運転をなくそう

寒さも一段と厳しくなり、「アツカン(熱燗で)一杯」が恋しい季節となりました。一年間を通じて酒酔運転による交通事故が最も多く起きているのが一月です。

お酒を飲んで車を運転してはいけないと分かっていますが、「自分にかぎっては大丈夫といった甘い考えで車を運転してしまう人が多いうです。

車を運転する人はもちろん、家族、友人などが協力し、「飲酒運転は絶対にしない。させない」ようにしましょう。

◎ 飲酒運転は危険性が最高

飲酒運転は、他の交通事故の原因に比べて極めて危険性が高く、死亡事故件数の約二割を占めています。

アルコールが身体に入ると、大脳の正常な機能がマヒし、次のような障害を引き起こします。

- 気がゆるみ、考えが大胆になる。
- 反応動作がにぶり、誤った動作をする。
- 視力が衰え、発見が遅れたり、見落したりする。
- スピード感がなくなる。

◎ 酒酔い運転一回で免許取消し

道路交通法が改正され、十二月一日から、酒酔運転は一回で違反点数が十五点となり、運転免許が取消されます。

◎ 車を運転する人は

- たとえ少しでも酒を飲んだら絶対に車を運転しない。
- 酒を飲むところへは車を運転して行かない。

- 「もう酔いもさめたから」という誤った考えで絶対にハンドルを握らない。

◎ 家庭の皆さんは

- 車を運転してきた人には、酒を出さない。
- 車を運転してきた人に酒を飲ませた場合は、必ずタクシーなどを利用させる。

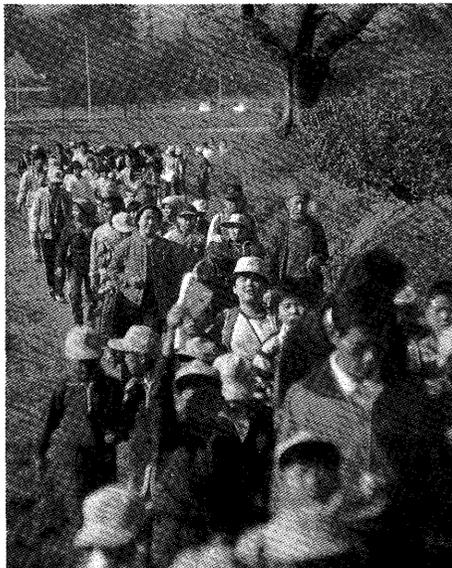


村をきれいに
十二月十日、板井若連では道路端に捨てられた空カンなどの清掃を行い、トラック一台分もの空カンが集められました。

フォト ニュース



秋晴れの11月23日、村民歩け歩け大会が開催され、約350名の
▼親子が参加しました



今年も移動県政教室を実施。
▼写真は県庁の庭で説明を聞く参加者。



おしらせとあんない

保育所入所申請受付

昭和50年4月2日から昭和51年4月1日に生れた子供で、4月から入所希望者の申請受付を次のとおり行います。

- 1月中旬に申請書を該当児の家庭に送付いたします。
- 希望者は、申請書に記入して1月31日までに役場住民課へ申請してください。

柔道をやってみませんか

江南村柔道愛好会では会員を募集しております。希望者は連絡してください。

連絡先

電36-1168 小柴 清まで

年金受給者は現況届を

国民年金の老令年金や通算老令年金を受けている人は、「国民年金受給権者現況届」を提出しましょう。

提出先は、「社会保険庁業務第二課」で、期限は2月15日までとなっています。

この現況届は、引続いて年金を受ける権利があるかどうか、確認を受けるために、年一度提出することになっている大切な届です。

提出の方法は、社会保険庁から送られた「ハガキ」に必要事項を記入するほか、村長の証明を受けて、本人が直接郵送してください。

この届を忘れると年金が支給されませんので注意しましょう。

オペラ小劇場

とき 1月6日(土) 1時30分
 ところ 東松山文化会館ホール
 入場料 大人1,300円 小人800円
 公演 こんにゃく座
 劇名 「あまんじゃくとうりこ姫」
 「おこんじょうり」

お問い合わせと電話予約は、東松山文化会館(電0493-24-2011)へ
工業統計調査にご協力を製造業が対象に

通商産業省では、今年も12月31日現在で「昭和53年工業統計調査」を行います。この調査は、わが国の製造業の状態を調べるものです。年末年始のお忙しい中を、統計調査員がお伺いしますので、この調査にご協力下さるようお願いいたします。

〔調査の種類〕

- 甲調査 従業員30人以上の事業所
- 乙調査 従業員29人以下の事業所
- 丙調査 製造業に属する本社・本店の調査

〔調査の項目〕

事業所名、従業員数、原材料及び燃料使用額、製造品出荷額、有形固定資産投資総額など

企画課

心配ごと相談所

とき 1月23日(火)
 2月27日(火)

ところ 母子健康センター

なお、1月は相談員として、弁護士が来所予定です。

登録申請を忘れずに 農業委員選挙人名簿

農業委員選挙人名簿は、昭和54年1月1日現在で選挙権のある人からの申請によってつくられます。各地区の農業委員さんが、農家の皆さんの家庭をまわり「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」をお配りし、とりまとめを行いますのでご協力ください。

成人式にご出席を

20歳を迎えられたみなさんを祝う「成人式」を次のとおり行います。一生の思い出となるようご出席ください。

とき 1月15日午前9時30分
 ところ 江南村民体育館

なお記念品も用意いたします。

公給領収証を受取ろう

新年会のシーズンです。料理店・バー・飲食店などでお会計の際は、公給領収証を受けとりましょう。

公給領収証は、料金と一緒に支払われた料理飲食等、消費税が正しく県に納められているしるしになるものです。

交通事故無料相談

専門の相談員が親身になってご相談に応じます。(電話も可)

(社団法人)日本損害保険協会
 大宮自動車保険請求相談センター
 電話 0486(42)4647

二十歳になったら
国民年金へ
 加入しましょう

二十歳になったみなさん、成人おめでとございませう。

二十歳になると、社会人としていろいろな権利が与えられますが、義務も果たさなければなりません。国民年金に加入することも大切な義務のひとつです。それは社会全体の力で老後の生活安定を図ることを、おもな目的としているからです。

加入する人は、他の年金制度に加入していない、二十歳から五十九歳までの人、となっています。

加入して、月づき二千七百三十円の保険料を納めると、老後の保障はもちろんのこと、途中で万一事故にあつて障害者になったり、夫を失つて母子家庭になったような場合でも、障害年金や母子年金などが支給されます。

老後の備えに、また万一の事故に備えて必ず国民年金に加入し、社会人として大いにがんばりましょう。

加入の届出は、市町村の国民年金係で受付けています。印かんを持って、今すぐ済ませましょう。

所得申告

二月十六日から、確定申告・村民税申告が始まります。

昨年一年間の所得、及び諸控除についての資料の収集等、今から準備をお願いいたします。

日程等については、税務署又は役場からチラシ回覧等でお知らせいたします。

青色申告のおすすめ

個人で営業をしている方には、青色申告をおすすめします。

自分の営業状況の把握が出来る他、税務上種々の特典があります。五十四年分所得をこの申告でするには、三月十五日までに、税務署へ申出なければなりません。くわしくは、税務署又は、商工会へお問合せ下さい。

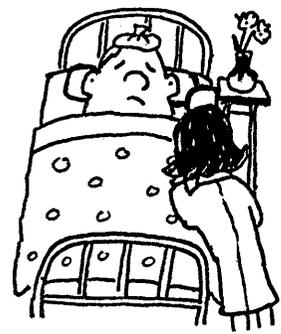
還付の申告はお早めに

昭和五十三年分所得税の確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までとなっていますが、税金の還付を受けるための申告書は、二月十五日以前でも受付けております。早く申告すれば、税金の還付も早く受けられます。

税金が還付される人は……
①住宅を新築したり、新築住宅を買った人
②病气などのため、多額の医療費を支払った人
③災害や盗難にあつて損害を受けた人
④五十三年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人
⑤源泉徴収された原稿料や、配当などの収入が少額で、その他の所得も少ない人

⑥予定納税のある人で、確定申告の必要がなくなった人
……などですが、それぞれについて、必要な条件がありますからご注意ください。

なお、還付金は最寄りの郵便局で受取ることになっていますが、金額が三万円以上のときは、銀行などの預金口座に振込んでもらうこともできます。申告書に受取る銀行の預金口座を記入してください。受取りに向く手数がはぶけて大変便利です。
どうぞ、ご利用ください。



節約セッチャー



しもやけの予防と治療



しもやけは、皮膚の深部にある動脈と静脈の連絡部分(皮膚糸球といいますが)の機能障害によつて起こると考えられています。この動脈と静脈の連絡部分は、手や足の指の関節など小さな関節の背面とか、耳たぶのような体の末梢部分にだけあつて、しもやけも、そこに生じやすいのです。
しもやけには、樽柿(たるがき)型と多型紅斑(たけいこうはん)型があります。樽柿型は文字通りたるがきのように手足がはれてくるもので、こともなく、多型紅斑型は手足などに赤い斑点や小さなふくらみができるもので青年女子に多くみられます。

予防の方法としては、しもやけの起りやすい手足の指の関節部分や耳たぶ、その周辺を、軟膏をすりこみながら、五十分ほどよくマッサージすること。また手足をまず冷水につけ、つぎに温水につける「冷温交代浴」を数回くりかえすことも効果があります。
水仕事などでぬれたあとはよく水分をふきとることはもちろん、きついクツ、クツ下、ガーターや固いイスなどは血行を悪くするのを避けましょう。
治療の方法としては、血管の緊張を高めるくすり、つまりビタミンEの内服が効果的です。ただこれの部分は抗生剤軟膏を布にのぼして張り、赤くはれただけのところはシモヤケ軟膏をよくすりこんでください。



それぞれの持場で生かせ 火の用心